

スマート保証利用規約

株式会社メンバーズモバイル（以下「当社」といいます。）は、当社の提供する「スマート保証」（以下「本サービス」といいます。）の利用者（以下「会員」といいます。）に対して、以下に定める「スマート保証利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

第1条（本サービスの詳細）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

名称	サービス内容
モバイルサービス	当社が提供する電気通信サービスで、「SmartConnection」、「SmartConnection TypeD LTE プラン」、又は「Smart WiMAX」をいいます。
タブレット端末	会員が当社から購入したタブレット端末で、かつ本サービスの適用対象として当社によって登録されたタブレット端末
ルータ端末	モバイルサービスの回線の利用にかかる端末機器で、モバイルサービスの申し込みに伴い、当社より販売されたルータ
登録物件	当社によって登録された以下の物件の総称をいいます。 ①タブレット端末 ②ルータ端末

第2条（本サービスの対象範囲）

本規約における本サービスの対象は、本サービスの適用対象として当社にて登録された登録物件のうち、本サービスの提供を受けることが可能な登録物件に限定されます。

第3条（申込手続・適用開始）

1. 本サービスへの申込みは、当社が指定する方法によるものとし、当社がこれを承諾したことをもって、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとし、なお、本規約は、本契約に含まれ、本契約の一部として会員に適用されるものとし、
2. 本サービスは、本契約成立日の属する月の翌月1日から適用されるものとし、
3. 前項の定めに関わらず、会員からの本サービスの申込みが登録物件の申込みと同時でなかった場合、本サービスは、会員からの本サービスの申込みを当社が承諾した日の属する月を1ヶ月目として、4ヶ月目の1日から適用されるものとし、

第4条（本規約及び本サービスの変更等）

1. 当社は、会員の承諾を得ることなく、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更（追加、廃止等を含みます。以下本条において同じ。）できるものとし、
2. 本規約又は本サービスの変更を行う場合、当社は、会員に対し、次条に定める方法に従って、変更を行う旨及び変更内容その他所要の事項を通知するものとし、当該通知以後、会員には変更後の規

約が適用され、変更後の本サービスが提供されます。

3. 当社は、本サービスに関し、本規約に付帯又は関連して規約、規則、ガイドライン等を制定することがあります。当該規約、規則、ガイドライン等は、本規約に含まれるものとして取り扱われるものとしします。

第5条（通知の方法）

本規約に係る事項について、当社から会員に対する通知の方法は、当社が指定するWEBサイト上への掲示、書面の交付、電子メールの送信、その他当社が指定する方法によるものとしします。

第6条（本サービスの料金）

1. 会員は、本サービス利用の対価として、本サービスの申込書に記載の月額料金（以下「本サービスの料金」といいます。）を、当社に対して支払うものとしします。なお、本サービスの適用開始月や終了月等、本サービスの利用が1ヶ月に満たない場合であっても、月額料金の日割りによる精算等は行われず、会員は、1ヶ月分の月額料金を支払うものとしします。
2. 本サービスの料金は、第3条に定める本サービスの適用開始月から課金されるものとしします。
3. 本サービスの料金に付帯して発生する消費税等の租税及び料金支払いに伴って発生する費用（振込手数料等）の一切は、会員の負担としします。

第7条（保証）

当社は、会員の登録物件の種類に応じて以下の各号の事由（以下、総称して「毀損等」といいます。）が生じ、登録物件の通常の使用が不能となった場合、当社は、登録物件の修理又は登録物件と同等のものとの交換（以下、修理・交換を総称して「保証」といいます。）を行います。但し、軽微な外装の擦傷若しくは通常の使用に不都合がないと当社が判断した場合は、保証の対象外となります。なお、ルータ端末については、Used品（他のモバイルサービスの契約者より当社に返却された登録のうち、当社にて正常に動作していることの確認がとれた登録物件をいいます。）と交換させていただく場合がございます。

①タブレット端末

- (1) 登録物件の故障
- (2) 登録物件の盗難
- (3) 登録物件の損壊
- (4) 登録物件の外装破損
- (5) 登録物件の水濡れ全損

②ルータ端末

- (1) 登録物件の故障

第8条（保証の対象外）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証を行いません。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する毀損等。

- (2) 会員の役員・使用人又はその同居人や親族の故意、重大な過失、法令違反に起因する毀損等。
- (3) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する毀損等。
- (4) 登録物件の盗難について警察への届出等がない場合の盗難。
- (5) 当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合の毀損等。
- (6) 事由の如何を問わず、会員が本サービスの会員としての地位・資格を有していないときに発生した毀損等。
- (7) 本サービスの月額料金の無料期間中に発生した毀損等。
- (8) 登録物件の修理又は交換後、6ヶ月以内に発生した毀損等。
- (9) 登録物件の盗難が未遂であった場合における盗難。
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）に起因する毀損等。
- (11) 公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等。
- (12) 前各号の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合における、当該報告に係る毀損等。
- (13) 第3条に基づく本サービスの適用開始日前に発生した毀損等。
- (14) 当社と会員との間の本サービスの利用にかかる契約が解約、期間満了その他の事由により終了した後に発生した毀損等。
- (15) 登録物件の提供元事業者の無償保証の範囲内で修理若しくは交換がなされた場合における毀損等。
- (16) その他、取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態での故障以外の故障であると当社が認めた場合。

第9条（保証請求の手続）

1. 会員が保証の請求を行うときは、当社指定の方法での申請とともに、当社が指定する書類を添えて、当社に通知するものとします。なお、会員は、登録物件を当社に送付するにあたっては、保証内容が修理か交換かの区別かわりなく、登録物件内に格納されているデータ・情報（設定情報を含みます。）等を消去して全て初期化するものとし、初期化を怠ったことによって会員に生じた損害等（会員に係る情報の漏洩、毀損、変質、滅失等を含みます。）に関して、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 登録物件の盗難に基づく保証については、当社は、会員が公的機関へ届け出た信憑書類（盗難届）の受理番号を当社に対して提出しない限り、保証の受付を行わないものとします。
3. 前号のほか、当社の指定する情報・書類の添付がない保証の請求については、当社はその受付を行わないものとします。
4. 当社は、会員から保証の請求を受けたときは、登録物件の毀損等の事実を調査することがあります。
5. 会員が前号の当社による調査に協力しなかった場合は、保証の提供が遅延又は不能となる場合があります。なお、この場合において会員に損害、損失等が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第10条（保証の実施）

当社は、会員から登録物件の毀損等の連絡を受け、会員からの保証に関する請求書類等を受領したときは、速やかに保証を実施します。但し、保証に関する請求書類に不備があるとき、並びに登録物件の調査が必要な場合は、その事由が解消又は終了するまで、保証の提供を留保することがあります。

第12条（免責）

1. 当社は、本サービス又は本サービスの利用に起因又は関連して生じた損害について、本規約に明示的に定めた事項を除き、いかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービスにより得られる成果・結果、又は、その合法性、道徳性、適法性、最新性、正確性、有用性、合目的性について、一切の保証を行わず、何らの責任も負わないものとします。
3. 次に各号のいずれかに起因又は関連して、本サービスとの関連で、会員に損害、損失、費用負担、不利益等が発生した場合、又は、会員による本サービスの利用の全部若しくは一部が不能となった場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 会員間又は会員と第三者の間で生じたトラブル（違法又は公序良俗に反する行為の提案、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等の問題を含みます。）
 - (2) 本サービス提供のために必要となるネットワーク、システム、ハードウェア・ソフトウェア等に係る障害等（これによる本サービスの全部又は一部の中断、停止、不能を含みます。）
 - (3) 会員が使用する登録物件その他の付随端末機器、ソフトウェア、回線その他のネットワーク環境等に起因又は関連する事項
 - (4) 会員による本規約への違反又は抵触
 - (5) 天災事変、サイバーテロ、第三者による妨害等その他の不測の事態若しくは当社の事情によらない事象
4. 登録物件に第三者のアプリケーションソフトウェア等がインストールされている場合、登録物件に改変・加工等が加えられている場合、その他当社が承認していない措置が講じられている場合は、本サービスの全部又は一部が正常に提供されない場合があり、会員は、予めこれを了承します。この場合において、当社は、会員に対し、何らの責任も負わないものとします。
5. 当社は、本サービスに関し、本サービスの遅滞、変更、停止、中止、廃止、及び本サービスを利用することにより発生した情報の滅失、毀損、変質、破損等、その他本サービスに関連して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第13条（アンケート・キャンペーン等）

1. 当社は会員に対して、本サービスの充実・向上を目的として、会員に対し、キャンペーンやアンケート等を随時実施することができるものとします。
2. 会員によるキャンペーン及びアンケート等の回答内容に関する一切の権利（所有権、著作権その他の知的財産権を含みます。）については、会員が当社に回答を送信した時点をもって当社に移転するものとします。

第14条（再委託）

当社は、本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を自己の責任において第三者に対して委託することができるものとします。

第 15 条（本サービスの利用に関する特記事項）

本サービスの利用期間は、登録物件毎に第 3 条に定める本サービスの適用開始日から起算して 3 年間（以下「最長利用期間」といいます。）を上限とし、最長利用期間が満了した場合には、本契約は、当然に終了するものとします。

第 16 条（遅延損害金）

会員は、当社に対して、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで日割計算により年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 17 条（秘密保持）

会員は、本契約の内容及び本契約によって知り得た当社の業務上の秘密その他一切の情報（但し、公知の情報は除きます。）を、本サービスの利用期間中はもとより本サービスの利用終了後においても第三者に漏洩、開示してはならないものとします。

第 18 条（期限の利益の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、会員は、本契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して当該債務の全額を支払わなければならないものとします。

- (1) 本サービスの料金の支払その他本契約に基づく債務の履行を 1 回でも怠ったとき。
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は受けることが明白であるとき。
- (3) 破産、会社更正手続開始又は民事再生手続開始を自ら申し立て、又は第三者から申し立てられたとき。
- (4) 任意整理を開始し、又は任意整理開始のための手続きを弁護士、金融機関その他の者に依頼したとき。
- (5) 支払停止若しくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
- (6) 営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
- (7) 解散決議をしたとき。
- (8) 株主構成又は経営主体等の全部若しくは一部に重大と認められる変更があり、本契約の履行に支障があると当社が判断したとき。
- (9) 資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じたとき当社が認めたとき。
- (10) 財務状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (11) 反社会的勢力等に該当し、又は反社会的勢力等と関連を有することが判明したとき。
- (12) 当社の名誉、信用、社会的地位その他の権利若しくは利益を損ない、若しくは重大な損害を与え、又はそれらのおそれがあるとき。
- (13) その他、本契約の各条項のいずれかに違反したとき。

第 19 条（解除）

1. 当社は、会員が前条各号のいずれかに該当するときは、事前の催告その他の手続きをすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
2. 前項の解除に伴い、当社は会員に対して、何ら損害賠償又は損失補償の義務を負わないものとします。

第 20 条（解約、当然終了）

会員が本サービスの解約を行う場合には、当社が指定する方法により解約の申請を行うものとします。

第 21 条（余後効）

本契約終了後も本条、第 12 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条第 2 項、第 22 条乃至第 24 条の規定の効力は存続するものとします。

第 22 条（損害賠償）

1. 会員が本契約に違反した場合及び本サービスの利用にあたって当社に損害を与えた場合は、会員、当社に対し、本契約の解除の有無にかかわらず、当社が被った一切の損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本契約の終了後においても、前項に定める損害賠償の責を免れることはできないものとします。

第 23 条（権利譲渡の禁止）

会員は、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとします。

第 24 条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日： 2019年7月2日

株式会社メンバーズモバイル